一般事業主行動計画の策定について

株式会社ヨンキュウは、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策として一般事業主行動計画を策定し、令和2年6月29日付で愛媛県労働局に届出いたしました。行動計画の内容は以下のとおりです。

記

- 1. 計画期間について 令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
- 2. 内容について

(目標)

子の看護休暇について時間単位で取得できることを周知する等により、 従業員が柔軟に休暇を取得できる休暇制度の利用促進を図る。

上記の目標達成のため、令和2年6月より①子の看護休暇制度について、通達、朝礼、各種会議等々を活用し、その内容を従業員に周知する。特に、年次有給休暇とは別に有給での取得が可能であること、また、時間単位での看護休暇取得が可能であることを周知する。②子の看護休暇取得は、原則事前の申出を必要としているが、緊急を要すべき場合は事後の提出を認める等、利用時の手続きを弾力的に運用する。などの対応策により取り組んでまいります。

〈参考資料〉

「次世代育成支援対策推進法」とは

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に設けられ、国や地方公共団体のみでなく、一般企業にも行動計画の策定・実施を義務付けています。

以上